

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】 2

### ◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【保健福祉局保健衛生部食肉センター】 3
- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】 4

### ◇ 教育委員会

- 北九州市立青少年の家管理規則の一部を改正する規則【子ども家庭局子育て支援部こども若者成育課】 5
- 北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 6
- 北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】 7

北九州市告示第 387 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により保育料の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 9 月 27 日

北九州市長 武内和久

施設の 名称	指定公金事務取扱者		指定公金事 務取扱者と して指定し た日	指定公金事 務取扱者に 公金事務を 委託した日	委託期間
	名称	住所			
曾根ソ レイユ 保育園	澤木初雄	北九州市小 倉南区曾根 北町 4 番 3 3 号	令和 6 年 9 月 1 日	令和 6 年 9 月 1 日	令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

北九州市公告第 6 9 7 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 9 月 2 7 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量  
北九州市立食肉センター電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市保健福祉局保健衛生部食肉センター  
北九州市小倉北区末広二丁目 3 番 7 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 6 年 9 月 5 日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社北九州パワー  
北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号
- 5 落札金額  
5, 3 0 8 万 3, 1 4 2 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和 6 年 7 月 2 2 日
- 8 落札方法  
最低価格による。

北九州市公告第698号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和6年9月27日

北九州市長 武内和久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区葛原東五丁目1529番1から1529番29まで、1532番1から1532番6まで、1534番1から1534番12まで、1548番4、1548番6から1548番25まで及び1552番1から1552番3まで並びに葛原元町二丁目1546番2のうち、1546番4、1547番2のうち、1547番4から1547番7まで、1608番14及び1608番15	北九州市小倉南区下貫一丁目4番9号 有限会社立花興産 代表取締役 立花和寛

北九州市立青少年の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 2 7 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 6 号

北九州市立青少年の家管理規則の一部を改正する規則

北九州市立青少年の家管理規則（昭和 4 7 年北九州市教育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

足立青少年の家
畑キャンプセンター
夜宮青少年センター

」を

「

畑キャンプセンター
夜宮青少年センター

」に改める。

付 則

この規則は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

北九州市教育委員会  
教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第7号

北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則

北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則（平成元年北九州市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第17号中「足立青少年の家、」を削り、同条第18号中「足立青少年の家及び」を削る。

付 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

北九州市教育委員会訓令第1号

序中一般

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める

。

令和6年9月27日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会事務専決規程（昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表の足立青少年の家、畑キャンプセンター及びキャンプ場の管理に関する事務の項中「足立青少年の家、」を削り、同表の足立青少年の家及び畑キャンプセンターの使用料及び手数料の減免又は徴収の猶予に関する事務の項中「足立青少年の家及び」を削る。

付 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。